

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正に伴う関係条例の一部改正新旧対照表

愛知県事務処理特例条例の一部改正新旧対照表

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第二項及び第二百九十一条の二第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第五十五条第十項の規定によりみなして適用する同条第一項の規定に基づき、別表第一から別表第十二までのそれぞれの上欄に掲げる知事の権限に属する事務（次項において「特例事務」という。）は、これらの表のそれぞれの下欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

2 略

新

別表第四（環境局関係）

一六 略	七 廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (一) ～ (三) 略 (四) 条例第七条第四項の規定により勧告に従わない旨等を公表すること。 (五) 略
------	--

旧

別表第四（環境局関係）

一六 略	七 同上 (一) ～ (三) 略 (四) 条例第七条第四項（ <u>条例第八条第四項において準用する場合を含む。</u> ）の規定により勧告に従わない旨等を公表すること。 (五) 略
------	--

(六)略
(七)略
(八)略
(九)略
(十)略
(十一)略
(十二)略
(十三)略
(十四)略
(十五)略
(十六)略
(十七)略
(十八)略
(十九)略
(二十)略

(一)から(十八)までに掲げる事務に伴い、条例第二十六条第一項の規定により必要な報告を求めること。

(二)から(十八)までに掲げる事務に伴い、条例第二十六条第二項の規定により職員に土地等に立ち入り、必要な帳簿書類等を検査させ、又は廃棄物等を収去させること。

(六) 条例第八条第一項の規定により県外産業廃棄物の搬入の届出(当該県外産業廃棄物の処分の場所が当該市の区域内にあるものに限る。)を受理すること。

(七) 条例第八条第二項の規定により県外産業廃棄物の搬入の変更の届出(同条第一項の規定により受理した届出に係るものに限り、県外産業廃棄物の処分の場所が当該市の区域外となつた後の当該県外産業廃棄物の搬入の変更に係るものを除く。)を受理すること。

(八) 条例第八条第三項の規定により県外産業廃棄物の搬入の中止その他必要な措置を勧告すること。

(九) 略

(十) 略

(十一) 略

(十二) 略

(十三) 略

(十四) 略

(十五) 略

(十六) 略

(十七) 略

(十八) 略

(十九) 略

(二十) 略

(二十一) 略

(二十二) 略

(二十三) に伴い、条例第二十六条第一項の規定により必要な報告を求めること。

(二十四) に伴い、条例第二十六条第二項の規定により職員に土地等に立ち入り、必要な帳簿書類等を検査させ、又は廃棄物等を収去させること。